

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第5項の規定に基づき、同条第2項の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の主体

各事業における施設及び設備の整備主体は、地方公共団体とする。

3 事業の実施方法等

(1) 対象事業

補助の対象となる事業は、小規模地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。）に基づき、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業であって、下表の左欄の対象施設・設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、整備する施設・設備はその普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

また、申請に当たっては、事業による地域住民等への波及効果及び二酸化炭素排出量を含めた事業評価を行うこと。

対象施設・設備	対象の条件
①再生可能エネルギー設備	
ア. 太陽光発電	定格出力50kW以上（窓等へ設置用のものであって、光透過機能をもち、発電機構を有するものについては、定格出力10kW以上）の太陽電池であって、以下の全ての要件を満たすもの。 （ア）JET認証を受けた機器またはそれに準拠すると認められた機器であって、電気的な安全性がシステムとして担保されているもの。 （イ）風雨に対し建物への影響に対する安全対策が施されているもの。

イ. 太陽熱利用冷暖房システム	太陽熱を利用して冷暖房を行うシステムであるもの。
ウ. 小水力発電	発電以外の用途に供される工作物に設置される定格出力1,000kW以下のもの。
エ. バイオマス熱利用 (燃料利用を含む)	以下の全ての要件を満たすもの。 (ア) ライフサイクル温室効果ガス削減率が50%以上であるもの。 (イ) バイオマス利用率が80% (低位発熱量) 以上であること。
オ. 太陽光利用照明システム	屋根面等で太陽光を動力を用いず集光し、屋内の照明用途に利用するシステムであって、以下のすべての要件を満たすもの。 (ア) 太陽光を屋根面等で動力を用いずに集光し、高反射の筒型により屋内に導き、照明用途に利用できること。 (イ) 筒型反射面の反射率は90%以上であること。(JIS Z 8741:1997に基づく測定による数値) (ウ) 室内採光部は、光を広範囲に拡散させるカバーを設置すること。 (エ) 風雨に対し建物への影響に対する安全対策が施されていること。 (オ) 建設基準法等の関連法規や、地方公共団体が制定している条例を遵守していること。
カ. 温泉発電設備	温泉の熱を用いて発電を行う設備であって、以下のすべての要件を満たすもの。 (ア) その全部又は一部が浴用に供されている温泉の全部又は一部の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。 (イ) 温泉施設においては、温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りではない。 (ウ) 利用する温泉は、平成24年4月1日時点において現にゆう出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。

		(エ) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。
	キ. その他の再生可能エネルギー設備	アからカに掲げる設備と同等以上の効果を有する設備であって、CO ₂ 削減率10%以上かつCO ₂ 削減費用が1トンあたり1万円以下であるもの。
②省エネルギー等設備		
	ア. 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
	イ. 燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
	ウ. その他の省エネルギー設備	以下の全ての要件を満たすもの。 （ア）庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの又は新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 （イ）CO ₂ 削減率が10%以上かつCO ₂ 削減費用が1トンあたり1万円以下であるもの。

備考

1. 「ライフサイクル温室効果ガス削減率」とは、原料の製造・採取から輸送・使用・廃棄等に至るまでのライフサイクル全体での温室効果ガス削減率とする。
2. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
3. 「CO₂削減率」とは、従来システムによる年間CO₂排出量に対する年間CO₂削減量の割合とする。
4. 「CO₂削減費用」とは、補助金額を設備の法定耐用年数を通じたCO₂の総削減量で除した値とする。
5. ②、ウは、エスコ事業などの事業全体で要件を満たしているものも対象となる。
6. 対象施設・設備については、①又は②のどちらか1つを導入すれば補助対象となる。

(2) 維持管理

ア 施設・設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

イ 地域住民等による施設・設備の見学等を可能にすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備により生産したエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 事業報告書の提出

事業主体は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、温室効果ガスの削減量及び波及効果等を毎年度とりまとめた事業報告書を様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

様式（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業の事業報告書の作成例）

平成○年度小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業の事業報告書

平成○○年○○月○○日

地方公共団体名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業の実績

【当該年度に実施した設備整備、改善点等について、その効果等もあわせて記載する。】

4. 温室効果ガスの削減量

【当該年度における事業実施に伴う温室効果ガスの削減量について、算定方法及び算定根拠とあわせて記載する。】

5. 事業性の評価

【光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【翌年度以降の取組予定について、地域住民等からの意見も踏まえ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【事業実施による他の地方公共団体、地域の事業者等への波及効果や当該地方公共団体における同様の設備導入実績等を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

附則

この実施要領は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業
- (2) 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) 再生可能燃料利用促進補助事業
- (2) 地域協議会対策促進事業
- (3) 余剰エネルギー連携利用設備補助事業

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) エコハウス整備事業
- (2) 対策技術率先導入事業
- (3) 学校への燃料電池導入事業

附則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。